沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱

制定　令和３年３月31日生活環境部長決裁

改正　令和４年３月16日生活環境部長決裁

改正　令和５年４月１日生活環境部長決裁

改正　令和６年３月 25 日生活環境部長決裁

（趣旨）

第１条　市長は、環境への配慮に関し自主的な管理に取り組む中小企業者の、省エネルギー設備の導入をはじめとした地球温暖化対策事業を支援することにより、二酸化炭素の排出量の削減を図るため、当該事業を実施する中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　事業所　市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。

⑵　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第２条第１項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。

⑶　省エネルギー設備　設備の新設、更新又は改修により、二酸化炭素の排出量を削減するための設備をいう。

⑷　設備費　地球温暖化対策事業に必要な機械装置等本体の購入による経費又はそれに準じる経費をいい、設備の修繕、据え付け等に要する経費を含まないものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　次のいずれかに該当する中小企業者であること。

ア　エコアクション21認証・登録制度（環境省が策定する「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証し、登録する制度をいう。）による認証及び登録を受けた事業所を有する者

イ　ＩＳＯ 14001認証制度（国際標準化機構 14001に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証する制度をいう。）による認証を受けた事業所を有する者

ウ　ＩＳＯ 50001認証制度（国際標準化機構 50001に基づき、エネルギーパフォーマンスの継続的改善を行う事業者を認証する制度をいう。）による認証を受けた事業所を有する者

エ　公共交通利用推進等マネジメント協議会によりエコ通勤優良事業所として認証・登録されている事業所を有する者

オ　一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断を受けた事業所を有する者

カ　本市が実施する事業者向け省エネルギー講習会を受講した者

⑵　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第７条第３項、第19条第２項、第105条第２項又は第113条第２項の規定による届出又は静岡県地球温暖化防止条例（平成19年静岡県条例第31号）第12条第１項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出の対象となっていないこと。

⑶　納期の到来した市税に未納がないこと。

⑷　沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助の対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　事業所に省エネルギー設備を導入する事業で、本市の温室効果ガス排出量の削減に寄与するものと市長が認めるものであること。

⑵　補助金の交付を決定した日以後に工事に着手する事業であること。

⑶　国、県その他の団体から当該補助事業に係る経費について全部又は一部の補助を受ける事業でないこと。

⑷　省エネルギー設備を導入する事業所が自己の所有に属しない場合は、所有者から補助事業の実施について承認を受けていること。

⑸　新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ導入する設備でないこと。

⑹　次項第４号を除き、既存の事業所において新たに設備を追加するものではないこと。

⑺　専ら居住を目的とする事業所における設備更新ではないこと。

⑻　故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新するものではないこと。

２　補助事業の実施にあっては、次の各号に掲げるもののうち２以上の設備を導入しなければならない。

⑴　ＬＥＤ照明設備

⑵　高効率給湯設備

⑶　高効率空気調和設備

⑷　高機能換気設備

３　前項の設備導入にあたっては、別に定める性能基準を満たすものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、補助事業の設備が次の各号のいずれにも該当するもので、その設備に要する経費とする。

⑴　設備の更新前後で使用用途が同じであること。

⑵　他との兼用設備、将来のための設備又は予備設備等ではないこと。

⑶　中古品又は転売品でないこと。

⑷　エネルギー消費の抑制を目的としない機能等を含まない設備であること（一体不可分のものを除く。）。

⑸　その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

⑹　前条第２項第１号の設備の導入にあっては、設備費が10万円を超えるものであること。

２　前項の規定にかかわらず、次の表に定める経費は全て補助対象外とする。

種別	内容
設計費	補助事業の実施に要する設計費等の経費
運搬費	導入する補助対象設備又は除却する設備の運搬費等の経費
撤去費・廃棄費	除却又は廃棄に要する経費
据付費・工事費	導入する補助対象設備の設置に要する据付費や工事費等の経費
材料等経費	補助対象設備以外の材料等の経費（配線、配管等）
諸経費・その他経費	会議費等の諸経費　交付決定前に要した経費
消費税・地方消費税	消費税法（昭和63年法律第 108号）に定める消費税・地方消費税

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の３分の１以内とし、50万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書（第２号様式）

⑵　収支予算書（第３号様式）

⑶　事業所周辺の地図

⑷　事業所の全体配置図

⑸　現有の設備及び補助事業により導入する設備の配置図

⑹　現有の設備の写真

⑺　会社概要及び直近の決算書

⑻　申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては個人事業の開業届出書の写し又は住民票の写し

⑼　次のいずれかに該当する書類

ア　エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録証の写し

イ　ＩＳＯ 14001認証制度に基づく登録証及び登録付属書の写し

ウ　ＩＳＯ 50001認証制度に基づく登録証及び登録付属書の写し

エ　エコ通勤優良事業所認証登録証（申請日現在有効なものに限る。）の写し

オ　省エネ最適化診断報告書の写し

カ　本市が実施する事業者向け省エネルギー講習会の受講証明書の写し

⑽　現有の設備及び補助事業により導入する設備の仕様を確認できる書類

⑾　補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真

⑿　補助事業に係る契約（見積）書等の写し

⒀　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第５条第１号から第４号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

⑴　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

⑵　市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

⑶　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

⑷　市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、正当な理由なく拒んではならないこと。

⑸　第15条の規定による資料の提出の求めがあったときは、これに応じなければならないこと。

⑹　前各号に掲げるもののほか、規則、本要綱及び市長が必要と認める事項を遵守すること。

（補助事業の変更）

第10条　第８条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第７条第１号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ沼津市中小企業者地球温暖化対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（第５号様式）に変更後の事業計画書（第２号様式）及び収支予算書（第３号様式）並びに市長が指定する書類を添付して、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認すべきと認めたときは、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業変更承認通知書（第６号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ沼津市中小企業者地球温暖化対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（第５号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業変更（中止・廃止）承認通知書（第６号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条　補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の３月末日のいずれか早い日までに、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業実績報告書（第７号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

⑴　完了報告書（第８号様式）

⑵　収支決算書（第９号様式）

⑶　補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真

⑷　補助対象経費の支払を証する書類の写し

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付額確定通知書（第10号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求の手続）

第14条　前条の規定による通知を受けた者は、速やかに補助金支払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（資料の提出）

第15条　市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、資料の提出を求めることができる。

（公表）

第16条　市長は、前条の規定により補助事業者から提出のあった資料その他補助事業の実施に関する事項について、必要に応じて公表することができる。

（協力）

第17条　補助事業者は、補助事業による成果の発表その他市長が必要と認める事項について、協力を行うものとする。

（補助金の返還）

第18条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の返還を求めることができる。

⑴　この要綱及び規則に違反したとき。

⑵　補助金を、補助事業以外の用途で使用したとき。

（事務の委任）

第19条　第７条、第10条、第11条及び第12条の規定に基づく事務手続は、省エネルギー設備の導入工事を請け負う者その他市長が適当と認める者に委任することができる。

（補則）

第20条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。

第１号様式（第７条関係）

沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付申請書

年　月　日

（宛先）沼津市長

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
住所

〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
申請者　氏名

電話
（署名又は記名押印）

補助金の交付を受けたいので、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　添付書類

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては個人事業の開業届出書の写し又は住民票の写し

□ 本補助金を暴力団を利することに利用しないこと並びに沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員等及びこれらと密接な関係を有する者でないことを確約します。 また、当該申請について必要な場合には、市が申請者の個人情報を静岡県警察本部に照会することを承諾します。 □ 市が申請者の市税納税状況について調査を行うことについて同意します。

第２号様式（第７条関係）

事業計画書

１　申請者の概要

主　た　る　事　業	

２　補助事業の実施場所

事業者の氏名又は名称	
所　在　地	

３　補助事業実施予定期間

事業着手予定日	年　　月　　日	事業完了予定日	年　　月　　日

４　補助事業により導入する設備の概要

1	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型　式 能　力 設置基数　等	
2	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型　式 能　力 設置基数　等	
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型　式 能　力 設置基数　等	
4	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型　式 能　力 設置基数　等	

5　補助事業によるエネルギー使用量の削減効果見込（年間）

エネルギー種別	現在のエネルギー使用量		補助事業実施後のエネルギー使用見込量		補助事業実施後のエネルギー削減見込量	
電　気		kWh		kWh		kWh
都市ガス		m^3		m^3		m^3
ＬＰＧ		kg（m^3）		kg（m^3）		kg（m^3）
灯　油		ℓ		ℓ		ℓ
Ａ重油		ℓ		ℓ		ℓ
その他						

（※１）複数の設備を導入した場合は合算値を記載すること。

【エネルギー使用量及び削減見込に関する説明】

6　契約（見積）書の金額内訳

項　目	金　額	備　考
①補助対象経費（税抜）	円	
②補助対象外経費（税抜）	円	
小計（①＋②）	円	
消　費　税　額	円	
契約（見積）額	円	契約（見積）書の契約（見積）金額と一致すること。

※　①補助対象経費(税抜)の金額は、収支予算書の「（２）支出」の金額と一致すること。

※　複数の契約(見積)がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

第３号様式（第７条関係）

収支予算書

（１）収入

区分	予算額	備考
自己資金（借入金含む。）	円	
市補助金	円	
寄附金その他	円	
合計	円	

※ 補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※ 合計の金額は、（２）支出の合計の金額と一致すること。

（２）支出

区分	予算額	備考
補助対象経費	円	
補助対象外経費	円	
消費税・地方消費税	円	
合計	円	

※　補助事業に係る支出のみを記載すること。

※　補助対象外経費のうち消費税・地方消費税は別に記載すること。

※　合計の金額は、上記（１）収入の合計と一致すること。

※　複数の契約(見積)がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

第４号様式（第８条関係）

沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

沼津市長　　印

年　　月　　日付けで交付申請のあった沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

なお、補助金の交付については、下記のとおり条件を付するものとします。

記

１　補助金の交付決定額	円
２　交　付　の　条　件	

第５号様式（第10条、第11条関係）

沼津市中小企業者地球温暖化対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日

（宛先）沼津市長

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

住所

〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

申請者　氏名

電話

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた事業について変更（中止・廃止）したいので、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱第10条第１項（第11条第１項）の規定により関係書類を添えて申請します。

１　変更・中止・廃止の内容

２　変更・中止・廃止の理由

３　交付決定額　　円

４　変更交付申請額　　円

第６号様式（第10条、第11条関係）

沼津市中小企業者地球温暖化対策事業変更（中止・廃止）承認通知書

第　　号

年　　月　　日

様

沼津市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付申請書に関し、内容を変更（中止・廃止）することについては、次のとおり承認することにしたので、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱第10条第２項（第11条第２項）の規定により通知します。

１　承認内容

２　既交付決定額　　円

３　変更交付決定額　　円

第７号様式（第12条関係）

沼津市中小企業者地球温暖化対策事業実績報告書

年　月　日

（宛先）沼津市長

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
住所

〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
報告者　氏名

電話

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた事業について　　年　　月　　日付けで完了したため、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

１　交付決定額　　円

２　事業完了年月日　　年　月　日

３　添付書類

⑴　完了報告書(第８号様式)

⑵　収支決算書(第９号様式)

第８号様式（第12条関係）

完了報告書

1　補助事業の実施場所

事業者の氏名又は名称	
所在地	

2　補助事業実施期間

事業着手日	年　　月　　日	事業完了日	年　　月　　日

3　補助事業により導入した設備の概要

1	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型　式 能　力 設置基数　等	
2	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型　式 能　力 設置基数　等	
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型　式 能　力 設置基数　等	
4	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型　式 能　力 設置基数　等	

第９号様式（第12条関係）

収支決算書

（１）収入

区分	決算額	備考
自己資金（借入金含む。）	円	
市補助金	円	
寄附金その他	円	
合計	円	

※ 補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※ 合計の金額は、（２）支出の合計の金額と一致すること。

（２）支出

区分	決算額	備考
補助対象経費	円	
補助対象外経費	円	
消費税・地方消費税	円	
合計	円	

※　補助事業に係る支出のみを記載すること。

※　補助対象外経費のうち消費税・地方消費税は別に記載すること。

※　合計の金額は、上記（１）収入の合計と一致すること。

※　複数の契約がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

第10号様式（第13条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

沼津市長　　㊞

沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号により決定した補助金の交付について次のとおり確定したので、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付確定額　　円

第11号様式（第14条関係）

年　　月　　日

（宛先）沼津市長

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

住所

〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

申請者　　氏名

電話

補　助　金　支　払　請　求　書

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金交付額確定の通知があった沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金として、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

1　請求金額

金　額										円

2　振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	本　　店 支店
口座種別	普通　・　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			